

平成 18 年 11 月 16 日

各 位

船 井 電 機 株 式 会 社
代 表 者 名 執 行 役 社 長 船 井 哲 良
(コ-ド番号 6839 東証・大証第一部)
問 合 せ 先 IR・広報部 高 中 直 幸
(T E L . 0 7 2 - 8 7 0 - 4 3 9 5)

タックスヘイブン対策税制の適用に基づく更正処分 に対する取消請求訴訟の提起について

船井電機株式会社は、香港を物流拠点とする正常な海外経済活動を展開していますが、大阪国税局長は平成 17 年 6 月 28 日付で当社の香港子会社による正常な海外経済活動に對しましてタックスヘイブン対策税制を適用し過去 3 年分について追徴税額約 160 億円(法人税及び地方税等を含む)にのぼる更正処分をいたしました。当社はこの更正処分を不服として、同年 8 月 24 日に異議申立を行っていましたが、大阪国税局長は、平成 18 年 6 月 27 日、当社の異議申立を棄却する異議決定をいたしました。この異議棄却決定の理由は到底承服できるものではなかったため、当社は、同年 7 月 25 日に大阪国税不服審判所に審査請求を行いました。

現在、審査請求に基づく審理は継続中ですが、原処分庁の対応は原処分の根拠資料の一部しか開示せず説明責任を果そうとしているものでなく、答弁においても、一部の資料から原処分庁に都合の良い表面的な文言を取り上げるのみで、当社が説明した事実関係や不服点等には全く目を覆い、単にこれを否定するだけであり、結局、従前の主張を繰り返したに過ぎず、また、当社が釈明を求めた事項については極めて曖昧かつ不誠実な回答をしております。このような対応は納税者に対して著しい不利益を与えるものであり、このまま審理を継続しても早期解決にもつながらないものと判断しました。

このため、当社は、審査請求を行ってから3ヶ月が経過し、取消訴訟を提訴できる状況になりましたので、法律の定めているところに従い、本日、大阪地方裁判所に対し更正処分の取消請求訴訟を提起いたしましたので、お知らせいたします。

以 上